

大垣警察市民監視国賠

紹介報告：森田義男

大垣警察が、風力発電所建設をめぐる市民運動を監視、日常的に情報収集し、その収集情報報をシーテック社という中部電力の子会社に流していたことが判明。ところが、警察庁は、ことともあろうにこのような情報収集活動は「通常の警察業務の一環」だと国会答弁で開き直った。その判決が2月21日に出た。シーテック社への情報提供の点、プライバシー侵害を認め損害賠償を認めた。だがしかし、収集行為それ自体は必要な行為として違法とまではならないとしてしまった。朝日新聞の社説もこの点問題視しているが、世の中恐ろしい嫌な流れがどんどん続いている。そういう状況にあって、近藤さんたちが頑張ってくれた結果の判決だと思っている。

